政令第二百三十二号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項、第十三条及び第三十四条、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十条、第二十三条（同法第二十六条の五及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十九条の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第百一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「十九万円」を「四十九万円」に改め、同項の表一人の項中「五七〇、〇〇〇円」を「八七〇、〇〇〇円」に、「六七〇、〇〇〇円」を「九七〇、〇〇〇円」に、「七二〇、〇〇〇円」を「一、〇二〇、〇〇〇円」に改め、同表二人以上の項中「五七〇、〇〇〇円」を「八七〇、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「一九〇、〇〇〇円」を「四九〇、〇〇〇円」に、「〇・〇二六九九三」に改め、同条第四項中「一九〇、〇〇〇円」を「四九〇、〇〇〇円」に、「〇・〇〇二八九六〇」を「〇・〇〇三五〇三五」に改め、同条第五項中「一九〇、〇〇〇円」を「四九〇、〇〇〇円」に、「〇・〇〇一七三四一」を「〇・〇〇二〇九七九」に改める。

第四条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法」に、「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法」に改め、同条第二項第三号中「受けた者（」の下に「同法第二十三条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第十三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。）（」を加え、「同条第三項」を「同法第三十四条第三項」に改め、「寡婦」の下に「（同法第二十三条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三十四条第三項に該当する者を含む。）」を加える。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第二条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項第一号中「及び法」を「、法」に改め、「なる者」の下に「及び地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を加え、「同号」を「次条第四項第一号」に改める。

第二十八条第三項第一号	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第三十一条	第三十一条の十において準用する法	第三十一条
	第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫	第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻
	母となつた女子	父となつた男子

第三十一条の九第二項の表第二十八条第三項第一号の項を次のように改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法」に改め、同条第二項第三号中「規定する控除を受けた者」の下に「（同法第二十三条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第十三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。）」を加え、「同条第三項」を「同法第三十四条第三項」に改め、「寡婦」の下に「（同法第二十三条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三十四条第三項に該当する者を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令（次項において「新児童扶養手当法施行令」という。）第二条の四第一項及び第三項から第五項までの規定は、平成三十年八月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

2　新児童扶養手当法施行令第四条第一項及び第二項の規定は、平成三十年八月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以後の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。